

議案第 1 2 4 号

山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 1 2 月 6 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表中

「

山陽小野田市がけ崩れ災害緊急対策事業	山陽小野田市	山口県がけ崩れ災害緊急対策事業補助金交付要綱（平成 6 年 8 月 3 1 日制定）	当該事業に要する経費のうち、山口県から交付を受ける補助金を除いた額
--------------------	--------	--	-----------------------------------

」

を

「

山陽小野田市がけ崩れ災害緊急対策事業	山陽小野田市	山口県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱（平成 2 年 6 月 1 5 日制定）	当該事業に要する経費のうち、山口県から交付を受ける補助金を除いた額
		山口県がけ崩れ災害緊急対策事業補助金交付要綱（平成 6 年 8 月 3 1 日制定）	

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例新旧対照表

改正後				改正前			
(地元分担金の額) 第 4 条 地元分担金の額は、次の表に掲げる地元分担金限度額の範囲内で市長が定める。				(地元分担金の額) 第 4 条 地元分担金の額は、次の表に掲げる地元分担金限度額の範囲内で市長が定める。			
事業	事業主体	根拠となる法律又は要綱	地元分担金限度額	事業	事業主体	根拠となる法律又は要綱	地元分担金限度額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
山陽小野田市の崩れ災害緊急対策事業	山陽小野田市	山口県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱（平成 2 年 6 月 1 5 日制定）	当該事業に要する経費のうち、山口県から交付を受ける補助金を除いた額	山陽小野田市の崩れ災害緊急対策事業	山陽小野田市	山口県がけ崩れ災害緊急対策事業補助金交付要綱（平成 6 年 8 月 3 1 日制定）	当該事業に要する経費のうち、山口県から交付を受ける補助金を除いた額
2 (略)				2 (略)			